表　流量調整弁に係る機器設置場所別の吐水流量

機器設置場所	吐水流量
洗面所	５Ｌ／分
台所・調理場	５Ｌ／分
シャワー	８Ｌ／分

日射調整フィルム	【判断の基準】 ①遮蔽係数は0.7未満、かつ、可視光線透過率は10％以上であること。 ②熱貫流率は5.9W／（㎡・K）未満であること。 ③日射調整性能について、適切な耐候性が確認されていること。 ④貼付前と貼付後を比較して環境負荷低減効果が確認されていること。 ⑤上記①から④について、ウエブサイト等により容易に確認できること、又は第三者により客観的な立場から審査されていること。 ⑥フィルムの貼付について、適切な施工に関する情報開示がなされていること。 【配慮事項】 ○遮蔽係数が可能な限り低いものであること。

備考）１　「日射調整フィルム」とは、建築物の窓ガラスに貼付するフィルムであって、室内の冷房効果を高めるために日射遮蔽の機能を持ったフィルムをいう。
２　遮蔽係数、可視光線透過率、熱貫流率の計測方法は、ＪＩＳ　Ａ　5759による。
３　判断の基準①において、可視光線透過率が70％以上の場合は、遮蔽係数は0.8未満とする。
４　日射調整性能の「耐候性」の確認とは、ＪＩＳ　Ａ　5759に規定された耐候性試験において1,000時間の試験を実施し、遮蔽係数の変化が判断の基準①に示されたものから±0.10の範囲であること。
５　「貼付前と貼付後を比較して環境負荷低減効果が確認されていること」とは、輻射熱を考慮した熱負荷計算システムにおけるシミュレーションで、冷房負荷低減効果が確認されていることをいう。
６　調達を行う各機関は、次の事項に留意すること。
ア．ガラスの熱割れ等を考慮し、「建築フィルム１・２級技能士」の技術資格を有する若しくはこれと同等と認められる技能を有する者による施工について検討を行うこと。
イ．電波遮蔽性能を有するものを貼付する場合は、電波遮蔽による影響について考慮すること。
ウ．著しい光の反射が懸念される場所において施工する場合には、周辺の建物等への影響について確認を行うこと。
エ．照明効率及び採光性を考慮する場合は、可視光線透過率の高いフィルムを検討すること。

⑵　目標の立て方
①太陽光発電システムにあっては、当該年度における調達による基準を満たす物品の総設備容量（kW）とする。
②太陽熱利用システムにあっては、当該年度における調達による基準を満たす物品の総集熱面積（㎡）とする。
③太陽光発電システム及び太陽熱利用システムの複合システムにあっては、当該年度における調達による基準を満たす物品の総設備容量（kW）及び総集熱面積（㎡）とする。
④燃料電池にあっては、当該年度における総設備容量（kW）とする。
⑤エネルギー管理システムにあっては、当該年度における総調達件数とする。
⑥生ゴミ処理機にあっては、当該年度における調達（リース・レンタル契約及び食堂運営受託者による導入を含む。）総量（台数）とする。
⑦節水機器にあっては、当該年度における総調達量（個）に占める基準を満たす物品の数量(個)の割合とする。
⑧日射調整フィルムにあっては、当該年度における総調達面積（㎡）に占める基準を満たす物品の面積（㎡）の割合とする。

20．災害備蓄用品

20―１　災害備蓄用品（飲料水）

⑴　品目及び判断の基準等

ペットボトル飲料水	【判断の基準】 ①賞味期限が５年以上であること。 ②製品及び梱包用外箱に名称、原材料名、内容量、賞味期限、保存方法及び製造者名が記載されていること。 【配慮事項】 ①回収・再生利用による廃棄物排出抑制等に係る仕組みがあること。 ②容器（ボトル）については、可能な限り軽量化・薄肉化が図られていること。 ③使用するボトル、ラベル・印刷、キャップ等については、使用後の再処理、再利用適性に優れた容器とするための環境配慮設計がなされていること。

備考）１　本項の判断の基準の対象とする「ペットボトル飲料水」は、災害用に長期保管する目的で調達するものとする。
２　判断の基準②の原材料名については、梱包用外箱には適用しない。
３　個別の業務において使用する目的で購入した物品を災害用に利活用する場合は、災害備蓄用品の対象から除外することとする。
４　調達を行う各機関は、次の事項に十分留意すること。
ア．ペットボトル飲料水の調達に当たり、流通備蓄や災害発生時に自動販売機内の商品を無償提供できる「フリーベンド」機能を持った災害対策用自動販売機の利用を勘案すること。
イ．災害備蓄用品を調達するに当たり、当該品目の保存期限等を勘案した備蓄・購入計画を立案し、備蓄量及び購入量を適正に管理するとともに、継続的に更新していく仕組みを構築すること。
ウ．納入時点において当該製品の残存期限を長くする観点から、納入事業者に対し、可能な限り新しい製品の納入のための準備が可能となるよう、納期まで一定の期間を与える等の配慮を行う契約方法について検討すること。
エ．災害備蓄用の飲料水は、長期にわたって備蓄・保管することから、当該製品の賞味期限内における品質・安全性等について事前に十分確認の上、調達を行うこと。
５　使用するボトル、ラベル・印刷、キャップ等の環境配慮設計については、ＰＥＴボトルリサイクル推進協議会作成の「指定ＰＥＴボトルの自主設計ガイドライン」を参考とすること。

⑵　目標の立て方
当該年度に調達するペットボトル飲料水の総調達量（本数）に占める基準を満たす物品の数量（本数）の割合とする。